

1. 委託業務名

課題解決・共創型実践ゼミ業務

2. 契約期間

契約締結日から令和9(2027)年3月31日まで

3. 事業の目的

- ・人口減少や少子高齢化社会が進む中、NPO等による地域課題への取り組みや地域貢献のための活動が重要となっている。一方で、NPO等の地域活動を行う団体は、規模や種類に応じて資金や人材、運営等に関する様々な課題を抱えている。
- ・各団体が抱える課題を表層的ではなく、その原因や本質まで掘り下げ、解決策を検討するゼミを開催し、参加者が自団体の課題に向き合い、対話を通して課題解決力の向上及び自立的な成長をすることを支援するとともに、地域全体で課題を共有・理解する機会を創出する。

4. 業務内容

NPO等の地域活動を行う団体に対して、各団体が実際に抱える課題をテーマにしたゼミを開催する。ゼミでは、課題を表層的ではなく、その原因や本質まで掘り下げ、解決策を検討する。また、課題解決のための思考プロセスを実践的に学ぶとともに、ゼミ参加団体以外の団体や企業等（以下「外部参加者」という。）との対話を通して課題解決力の向上及び自立的な成長を図る。さらには、外部参加者とも課題を共有することにより各団体活動への理解や共感を広げ、共創で課題解決をする環境づくりにつなげる。

(1) ゼミの開催

- ・市内で地域活動を行うNPO等の団体を対象に、ゼミを5回以上行う。
- ・ゼミは連続したものとし、毎回、受講している各団体が実際に抱える課題を取り扱う。
- ・ゼミは外部参加者にも公開し、外部参加者が外部視点から分析・提案を行う仕組みを設けること。
- ・一方的に講義を行う講義形式にとどまらず、参加者同士の対話・相互学習を重視した講義形式を取り入れ、参加者同士の相互理解を深めるとともに、信頼関係・ネットワークの形成につなげることを目指す。
- ・ゼミの内容には、課題の可視化や課題の原因・解決策の検討、アクションプランの作成を含み、ゼミの最終回では、各団体が具体的なアクションプランを発表する機会を設け、ゼミ受講後も自立的な成長ができるようなカリキュラムとすること。
- ・参加団体は5～7団体程度とし、各団体から2～3名（代表者・中核メンバー等）の参加を想定している。
- ・参加者に対してアンケートを実施し、その内容を分析し、市へ報告すること。アンケート内容については、事前に市と協議すること。

(2) 伴走支援

- ・契約期間終了まで、参加団体が課題の可視化や課題の原因・解決策の検討、アクションプラン作成をするにあたり、伴走支援を行うこと。
- ・各団体の課題や成長段階に応じた個別相談や助言を実施し、自立的な成長ができるよう実務への適用を支援すること。
- ・団体間のネットワーク形成を促進し、継続的な協働や情報交換につながる関係構築を支援すること。
- ・必要に応じて、専門家（資金調達、広報、IT、会計等）を紹介する等、可能な限り団体の課題解決に必要な情報提供を行うこと。

(3) 広報

- ・ゼミ参加団体の募集、外部参加者の参画を促すためにあたり、広報物（チラシ等）作成を行うこと。
- ・受託者が持つネットワークを活用して広く周知を行うこと。

(4) その他

①事業の打ち合わせ等

- ・円滑に業務を遂行するため、受託者は、委託契約締結後に速やかに市と協議してゼミ内容等について、決定すること。また、必要に応じて、市と打ち合わせ等を行うものとし、特に契約時及び事業終了後には、必ず打ち合わせ・報告等を行うこと。
- ・その他委託業務の実施において必要な事項については、市及び関連する委託事業者間で適宜連絡調整を行うこと。

②業務報告の作成及び提出

- ・契約期間終了までに、業務報告書を提出すること（報告書作成費も委託費に含む）。業務報告書には、実施業務の概要、対応団体数等、本業務を通じた結果、アンケート結果等を記載すること。

③その他

- ・トラブルが生じた場合は速やかに対応策を講じるとともに、即時、市に報告すること。その後、追って詳細及び対応結果についても市に報告すること。

5. 委託金額（契約上限額）

金 1,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 委託料の支払について

- ・業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

7. 事業実施上の留意点

- ・業務の遂行にあたっては公正・中立性を確保しなければならない。
- ・受託者は、「神戸市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、市の指示のもと、必要な措置を講じなければな

らない。

- ・ 苦情処理にあたっては、責任者を明示して適切な体制をとること。
- ・ 委託業務の履行により有体物及び無体物（以下「成果物」という。）が作成されたときは、成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、市に帰属、若しくは受託者は市に譲渡する。
- ・ 市からのスケジュールの変更・中止要請があれば、各業務のスケジュール変更・中止を行うとともに、円滑に事業が開始できるよう、市と協議の上、事業の実施内容の変更等に対応すること。
- ・ この仕様書に明記されていない業務については、その都度神戸市と十分協議すること。

8. 情報の保護について

- ・ 個人情報の取り扱いについては、関係法令及び「神戸市情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

（参照）神戸市情報セキュリティポリシー

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

- ・ 本業務で得た利用者の個人情報は、適切に保護し、本業務の目的以外は使用しないこと。遺漏等が発覚した際は、契約を解除する可能性もある。
- ・ 個人情報の管理方法及び管理場所等の報告をすること。